

特定商取引法に基づく表示

[入塾の条件]

日本元気塾に入塾するためには、予め当社による審査を受け、合格する必要があります。

[受講期間]9 ヶ月（2018 年 4 月～2018 年 12 月）全 10 回、20 時間相当のセッション

[受講料]

一括支払い 216,000 円

上記の金額には、消費税・地方消費税相当額が含まれます。

[受講料以外の必要料金]

受講料の支払いに伴う振込手数料がかかります。

上記以外に、講義に必要な経費が発生する可能性があります。

[申込方法] インターネットオンラインお申し込み

[申込期限] 2018 年 2 月 28 日（水）12 時

[支払時期・支払方法]

2018 年 3 月 23 日（金）までに次の振込先への振込みの方法によりお支払いいただきます（前払い）。

銀行名	支店名	口座番号	預金種別	口座名義
三井住友銀行	なでしこ	2116005	当座	モリビル（カ

[退塾について]

- ・ 塾生は、受講料の銀行振込日から 6 日間、当社所定の退塾申請書の様式により退塾の申請をすることができます。この場合には、当社は、塾生から支払いを受けた金額と同額を返還します。
- ・ 塾生は、開講期間を通じ塾講師と講義やフィールドワークの活動を共にしていくことを趣旨としているため、原則として、受講開始後退塾することは認めておりません。ただし、次のいずれかの事由により元気塾の活動を継続することが困難となった場合には、当社所定の退塾申請書の様式により退塾の申請をすることができます。
 - （1） 本人の入院または通院
 - （2） 配偶者または一親等以内の親族の介護
 - （3） 長期間に及ぶ出張または転勤
 - （4） その他前各号の事由に準じる事由として当社が認めた事由（業務が多忙であることを除く。）

上記理由により、塾生が退塾することができる場合には、塾生は、当社が退塾申請書を受領した日の区分に応じて当該各号に定める日をもって退塾するものとします。

（1）毎月 1 日から 20 日まで 当月末日

（2）毎月 21 日から末日まで 翌月末日

当社が指定した日までに退塾届および塾生証を当社に提出しなかった塾生は、退塾することができません。

[返金について]

退塾が認められた場合には、当社は、受講料のうち次の算式により算出された金額を返還するものとします。

$$(\text{返還する金額}) = (\text{受講料 } 216,000 \text{ 円}) - \{ (\text{受講料の } 10 \text{ 分の } 1 \text{ 相当額 } 21,600 \text{ 円}) \times (\text{受講済みセッション数}) + (\text{事務手数料 } 5,000 \text{ 円}) \}$$

受講料の 10 分の 1 相当額 21,600 円は、消費税・地方消費税相当額を含みます。

算出された額が 0 またはマイナスである場合には、当社は、受講料を返還しないものとします。

[お問い合わせ先]

〒106-6149

東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー49 階

森ビル株式会社 アカデミーヒルズ事業部 スクール事務局

電話番号：03-6406-6200（平日 10：00～18：30）

FAX 番号：03-6406-9350

genkijuku@academyhills.com

[業務責任者] 熊田 ふみ子